

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 26 日

群馬県知事
山本 一太 殿

提出者 〒370-1105
住 所 群馬県佐波郡玉村町大字福島122-1
氏 名 日本鋳鉄管株式会社 高崎工場
高崎製造部長 成松 武
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0270-65-2204

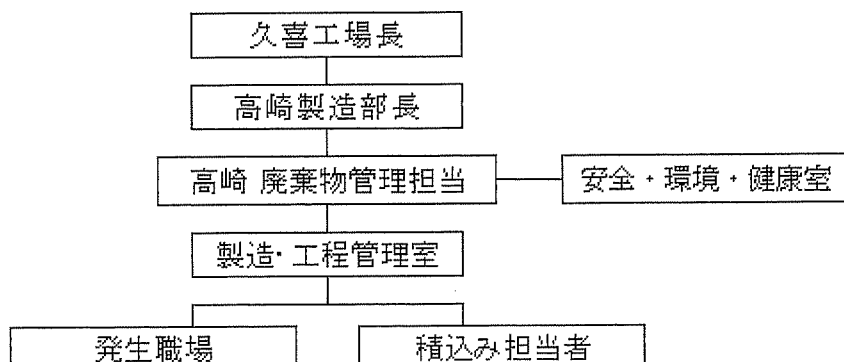
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本鋳鉄管株式会社 高崎工場
事業場の所在地	群馬県佐波郡玉村町大字福島122-1
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	製品搬出量：1,404t
③従業員数	28名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別図参照



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排出量	別紙1参照	t
	(これまでに実施した取組) 廃段ボールは分別し、地域法人の資源ごみ（リサイクル回収）としている。 溶射ダストは、有価物（亜鉛回収）として販売している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	排出量	別紙1参照	t
	(今後実施する予定の取組) 有価物化が可能な廃棄物の情報を収集して、分別・販売化を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳物砂は、他の鋳さいと混合して排出用している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳物砂（自硬性砂、生砂）の分別化を行い、鋳物砂として再生利用できる砂は鋳物砂メーカーへ返却し再生鋳物砂として再利用検討中。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙1参照	t
	（これまでに実施した取組） スチール製空き缶（一斗缶、スプレー缶等）は、久喜工場（埼玉）にて、鉄原料として再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙1参照	t
	（今後実施する予定の取組） 職場間での共通する材料について、余剰のため不用となった材料情報の共有化を行うなど、不用材料廃棄物の削減化を検討する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	別紙1参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1参照	t
	(これまでに実施した取組) 昨年度は、埼玉工場 安全・環境・健康室にて、高崎工場廃棄物委託先の3事業所の現地確認を実施。高崎工場からの参加は、コロナ感染による操業リスクのため自粛した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1参照	
	全処理委託量	別紙1参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1参照	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1参照	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①委託処理実績を基に、廃棄物委託業者の事業場視察、その他の方法により、委託した産業廃棄物が適正に処理をされていることの確認に努める。</p> <p>②委託先の定修等、受け入れ困難な状況に対応できるよう複数委託契約により廃棄物の適正処理の担保を確保する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

図 1 製造フローシート (ダクタイル鋳鉄製品)

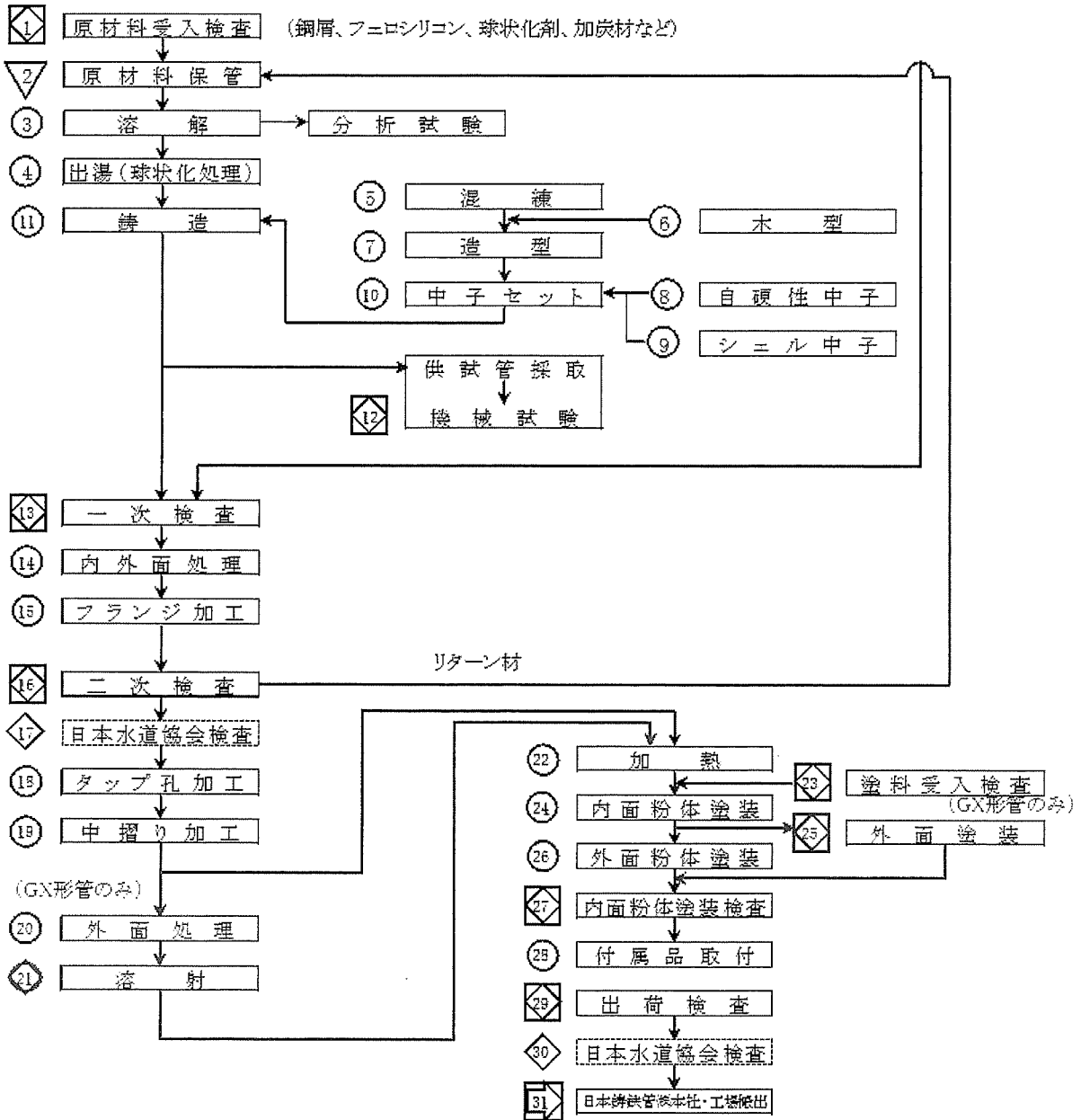


図2 産業廃棄物の一連の処理工程

